届出書記載要領

(揮発性有機化合物排出施設)

平成 22 年 8 月

広島県環境保全課 広島市環境保全課 福山市環境保全課

設置届出書記載例・記載要領

1 提出先(8~9ページ届出書提出先一覧参照)

広島市内:広島市長(環境保全課),福山市内:福山市長(環境保全課)

その他の地域:管轄の広島県各厚生環境事務所長(環境管理課(支所の場合は,衛生環境課))

事務・権限移譲された市町においては、各市町の長

事務・権限委譲については県のホームページ等で最新情報を参照してください。

2 部数

2部(正本1部及びその写し1部)

3 提出時期

設置予定日の60日前までに設置届出書を提出すること。

4 実施の制限

ばい煙発生施設と同様,揮発性有機化合物排出施設の設置,変更については,届出受理後60 日原則として着工できない。(法第17条の9)

5 添付書類

付近見取図

工場内の施設配置図(揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物の処理施設の設置場所 を示したもの)

揮発性有機化合物排出施設の概要図(排出施設の構造及びその主要寸法を記入したもの)

揮発性有機化合物の処理施設の概要図(処理施設の構造(煙突も処理施設に含む。)及びその主要寸法を記入したもの)

揮発性有機化合物の排出の方法を示したもの

揮発性有機化合物濃度の根拠を示したもの

揮発性有機化合物排出ガスの測定箇所を示したもの (排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が 設けられている場合。)

工場の操業系統の概要(揮発性有機化合物の排出及び揮発性有機化合物の処理との関係を含めて記入すること。)

緊急連絡先(環境保全担当責任者の住所・所属・職名・氏名・電話番号)

添付書類は原則としてA4版とし、それ以上の場合は、A4版の大きさに折りたたむこと。 図面は、必要事項が明確に判断される程度のものでよい。

揮発性有機化合物排出施設設置 (使用,变更) 届出書

令和4年 4月 1日

広島県 厚生環境事務所長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の氏名 〒 -市 町 丁目 番 号 届出者 工業株式会社 代表取締役 電話 ()

大気汚染防止法第 17 条の 5 第 1 項(第 17 条の 6 第 1 項 , 第 17 条の 7 第 1 項)の規定により, 揮発性有機化合物排出施設について,次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	工業㈱ 工場	整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒 - 市 町 丁目 番 号	受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の 種類	2 塗装施設 1施設	施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の 構造及び使用の方法	別紙1のとおり。	審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり。	備考	

- 備考 1 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には,大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 変更届出の場合には,変更のある部分について,変更前及び変更後の内容を対照させる こと。
 - 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 4 排出ガスを処理施設において処理していない場合には,別紙2の届出は必要ない。

記載要領

様式第2の2

届出書

同一の工場又は事業場に設置されるものであって,かつ,令別表第1の2の項番号が同一の場合に限り,1つの届出書で届出できる。

届出の内容

不要な文字を抹消すること。

ア 設置届

揮発性有機化合物排出施設を新たに設置する場合

イ 使用屋

大気汚染防止法施行令の改正により、既にある施設が揮発性有機化合物排出施設となり届出 を行う場合

ウ 変更届

既に届出をしている施設において,別紙1,2の届出内容を変更する場合

受信者名(届出先)

広島市内:広島市長(環境保全課),福山市内:福山市長(環境保全課)

その他の地域:管轄の広島県各厚生環境事務所長(環境管理課(支所の場合は,衛生環境課)) 事務・権限移譲された市町においては,各市町の長

事務・権限移譲については県のホームページ等で最新情報を参照してください。

④届出者

住所,名称及び氏名(電話番号)を記入すること。

法人にあっては、法人を代表する者の職と氏名を記入すること。

なお,法人代表者の代理人を届出者とする場合には,代表者と代理人を併記するとともに,委任 状を添付すること。

⑤根拠規定

不要な文字を抹消すること。

不要な文字とは,ア 設置届出の場合,第17条の5第1項以外の文字

- イ 使用届出の場合,第17条の6第1項以外の文字
- ウ 変更届出の場合,第17条の7第1項以外の文字
- ⑥工場又は事業場の名称

略称を用いないこと。

⑦工場又は事業場の所在地

郵便番号及び住居表示を正確に記入すること。

⑧揮発性有機化合物排出施設の種類

大気汚染防止法施行令別表第1の2の項番号,名称(8ページ参照)及び施設数を記入すること。

別紙 1

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場	又は事業場における施設番号	A - 1	
名	称 及 び 型 式	製作所 塗装施設 - 型	
設	置年月日	年 月 日	年 月 日
着	手 予 定 年 月 日	令和 4 年 7月 3日	年 月 日
使	用開始予定年月日	令和 4 年 8月 7日	年 月 日
	送風機の送風能力(m³/h)		
±⊟	排風機の排風能力(m³/h)	150,000	
規模	揮発性有機化合物が空気に 接する面の面積(m²)		
	容 量(kl)		
1日	の使用時間及び月使用日数等	8 時~ 1 8 時 10時間/回 1回/日 25日/月	時~ 時 時間/回 回/日 日/月
排	出 ガ ス 量(Nm³/h)	140,000	
使用する主な揮発性有機化合物 の種類		トルエン,キシレン	
揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比 p p m (炭素換算))		200	
参	考 事 項		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に,使用届出の場合には設置年月日の欄に,変更届出の場合には設置年月日,着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に,それぞれ記載すること。
 - 2 規模の欄には,大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規 定する項目について記載すること。
 - 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
 - 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
 - 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には,排出ガス量の欄には記載しないこと。
 - 6 揮発性有機化合物濃度は,湿りガス中の濃度とすること。
 - 7 揮発性有機化合物濃度は,揮発性有機化合物の処理施設がある場合には,処理後の濃度 とすること。
 - 8 参考事項の欄には,揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況,揮発性有機化合物の排出の抑制のために採つている方法 (排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。)等を記載すること。

記載要領

別紙 1 「揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法」

工場又は事業場における施設番号

工場,事業場にある届出対象施設全てに一連番号を付けて,その施設番号を記入すること。また,1列に1施設を記入すること。

名称及び型式

略称を用いないこと。

設置年月日・着手予定年月日・使用開始予定年月日

設置届出:設置工事の着手予定年月日,使用開始予定年月日を記入する。

使用届出:設置年月日を記入する。

変更届出:設置年月日(設置届出の際の工事着手(基礎工事を含む)年月日),変更工事の着手予定年月日,使用開始予定年月日を記入する。

規模

届出施設が該当する大気汚染防止法施行令別表第1の2の該当項目及び関係項目について記入すること。

1日の使用時間及び月使用日数等

- ・当該施設を最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記入すること。
- ・貯蔵タンクについては,高揮発性有機化合物を貯蔵している日数を記入すること。

排出ガス量

- ・湿りガスであって最大のもの(届出の際に予定されている使用条件に従い,当該施設を定格能力で運転するときの排出ガス量のことをいう。)を記入すること。
- ・揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には,排出ガス量の欄には記入しないこと。 使用する主な揮発性有機化合物の種類
- ・トルエン,キシレン等の物質名を記入すること。
- ・揮発性有機化合物が石油類である場合は,物質名ではなく,ガソリン,原油,ナフサ等の製品名を記入すること。

揮発性有機化合物濃度

- ・湿りガス中の濃度とし,揮発性有機化合物の処理施設がある場合には処理後の濃度とすること。
- ・複数の揮発性有機化合物排出施設等から集合煙突を経て排出される場合であっても,各施設が単独に稼動し,当該集合煙突から排出する場合のものを測定又は計算して記入すること。
- ・一施設で複数の排出口を有する場合の揮発性有機化合物濃度については,それぞれについて記載するのが原則であるが,以下のいずれかでもよい。
 - ・施設の構造等から最高濃度の揮発性有機化合物を排出している排出口が特定できる場合は,当該排出口における揮発性有機化合物濃度。
 - ・各排出口からの揮発性有機化合物濃度を排出ガス量で加重平均した濃度。
- 新たに設置する施設の場合には、計算により求めた濃度を記入すること。
- ・貯蔵タンク (排出ガス処理装置を設置しているものを除く。)の場合には,計算により求めたVO C濃度を記載すればよい。

参考事項

揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況, 揮発性有機化合物の含有量が少ない塗料を使用する等の揮発性有機化合物の排出の抑制のため採っている方法(排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。)等を記入すること。

変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

別紙 2

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事 業場における施設番号		1				
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工 場又は事業場における施設番号		A - 1				
揮発性有機化合物の処理施設の種類,名称 及び型式		装置 () 製作所 - 型				
設	置 年 月	Ш	年 月 日	年	月	日
着	手 予 定 年 月	Ш	令和 4年 7月 3日	年	月	日
使	用開始予定年月		令和 4年 8月 7日	年	月	田
	排 出 ガ ス 量(N	m³/h)	200,000			
処理前 理 揮発性有機化合物濃度 (容量比ppm(炭素換算)) 処理後		処理前	2000			
能 (容量比ppm(炭素換算)) 処理後		200				
	処 理 効 率	(%)	90			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に,使用届出の場合に は設置年月日の欄に,変更届出の場合には設置年月日,着手予定年月日及び使用開始予定 年月日の欄に,それぞれ記載すること。
 - 2 排出ガス量は,湿りガスであつて,最大のものを記載すること。
 - 3 揮発性有機化合物濃度は,湿りガス中の濃度とすること。
 - 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

記載要領

別紙2 「揮発性有機化合物の処理の方法」

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号

揮発性有機化合物濃度を減少させる処理施設全部に一連番号を付けて,その施設番号を記入すること。また,1列に1施設を記入すること。

処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号

上記の処理施設が処理する揮発性有機化合物排出施設の施設番号を記入すること。

揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び形式

吸着装置(活性炭吸着法),燃焼装置(直接燃焼法,触媒燃焼法など)等の処理施設の種類を記入し,名称及び型式についても記入すること。

設置年月日・着手予定年月日・使用開始予定年月日

設置届出:設置工事の着手予定年月日,使用開始予定年月日を記入する。

使用届出:設置年月日を記入する。

変更届出:設置年月日(設置届出の際の工事着手(基礎工事を含む)年月日),変更工事の着手予

定年月日,使用開始予定年月日を記入する。

処理能力

- ・排出ガス量は,湿りガスであって,最大のものを記入すること。
- ・揮発性有機化合物濃度は,湿りガス中の濃度とすること。
- ・処理効率は,揮発性有機化合物濃度について,(処理前-処理後)/(処理前)×100(%)で計算すること。

揮発性有機化合物の処理施設を設置しない場合には,別紙2の届出は不要である。

変更届出の場合には,変更のある部分について,変更前及び変更後の内容を対照させること。

揮発性有機化合物排出施設の種類と規模要件

令別表第1の2

項	揮発性有機化合物排出施設	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に	送風機の送風能力(送風機が設置さ
	供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに	れていない施設にあっては ,排風機
	限る。以下同じ。)	の排風能力。以下同じ。) が 1 時間
		当たり 3,000m³ 以上のもの
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が1時間当たり
		100,000m³以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るもの	送風機の送風能力が1時間当り
	を除く。)	10,000m³以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板,粘着テープ若しくは粘着シート,はく	送風機の送風能力が1時間当り
	離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に	5,000 m³ 以上のもの
	係る接着の用に供する乾燥施設	
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木	送風機の送風能力が1時間当り
	製品 (家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	15,000m³以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに	送風機の送風能力が1時間当たり
	限る。)	7,000m³ 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり
		27,000m³以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄	洗浄施設において揮発性有機化合
	施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させる	物が空気に接する面の面積が 5 m²
	ための乾燥施設を含む。)	以上のもの
9	ガソリン , 原油 , ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が	容量が 1,000kl 以上のもの
	20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉	
	式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。) のものを除く。)	

届出書提出先一覧(令和4年4月1日現在)

空 中区片				審査事務等
管轄区域	届出先	所在地・連絡先(担当機関	
広島市	広島市 環境保全課	〒730 - 8586 広島市中区国泰寺町1-6-34	082 - 504 - 2187	
呉市	呉市 環境政策課環境試験センター	〒737 - 0023 呉市青山町5-3	0823 - 25 - 3551	
竹原市	竹原市 市民課	〒725 - 8666 竹原市中央五丁目1 - 35	0846 - 22 - 2279	西部東
三原市	三原市 生活環境課	〒723 - 8601 三原市港町三丁目5 - 1	0848 - 67 - 6168	東部
尾道市	尾道市 環境政策課	〒722 - 8501 尾道市久保一丁目15 - 1	0848-38-9434	東部
福山市	福山市 環境保全課	〒720-8501 福山市東桜町3 - 5	084 - 928 - 1072	
府中市	府中市 環境整備課	〒726 - 0002 府中市鵜飼町74 - 2	0847 - 43 - 7237	福山支所
三次市	三次市 環境政策課	〒728 - 8501 三次市十日市中二丁目8-1	0824 - 62 - 6136	
庄原市	庄原市 環境 政策課	〒727 - 0003 庄原市是松町20-25	0824 - 72 - 1398	
大竹市	大竹市 環境整備課	〒739 - 0601 大竹市東栄3 - 4	0827-59-2154	西部
東広島市	東広島市 環境先進都市推進課	〒739 - 8601 東広島市西条栄町8 - 29	082 - 420 - 0928	
廿日市市	廿日市市 生活環境課	〒738 - 8501 廿日市市下平良1-11-1	0829 - 30 - 9132	西部

				審査事務等
管轄区域	届出先	所在地・連絡先()		担当機関
安芸高田市	安芸高田市 社会環境課	〒731 - 0592 安芸高田市吉田町吉田791	0826 - 42 - 1126	広島支所
江田島市	江田島市 地域支援課	〒737 - 2392 江田島市能美町中町4859-9	0823-43-1637	呉支所
府中町				
海田町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所	〒730-0011 広島市中区基町10-52	082 - 228 - 5537	
熊野町	衛生環境課			
坂町				
安芸太田町	安芸太田町 住民課	〒731 - 3810 山県郡安芸太田町大字戸河内 784 - 1	0826 - 28 - 2116	広島支所
北広島町	北広島町 町民課	〒731 - 1595 山県郡北広島町有田1234	050-5812-1854	広島支所
大崎上島町	大崎上島町 保健衛生課	〒725 - 0401 豊田郡大崎上島町木江4968	0846 - 62 - 0303	
世羅町	世羅町 町民課	〒722 - 1192 世羅郡世羅町大字西上原123-1	0847 - 22 - 4513	東部
神石高原町	神石高原町 環境衛生課	〒720 - 1522 神石郡神石高原町小畠2025	0847 - 89 - 3336	福山支所

届出先と審査事務等担当機関が異なる場合のみ記載しています。

審査事務等担当機関

田田子がでに工成因					
名称	審査事務等担当機関	所在地	連絡先()		
西部	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738 - 0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181		
広島支所	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町10-52	082-228- 5537		
呉支所	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400		
西部東	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739 - 0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911		
東部	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722 - 0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011		
福山支所	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-00311 福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1421		